

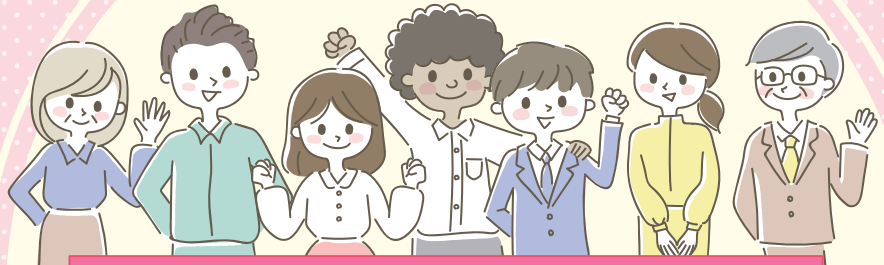
楽しく学べる!

なかまとつながる!

一緒に変えられる!

支え合い 助け合い

都教組・都教組共済



都教組のとりくみ ~あなたを一人にしない~

どの子ども大切に作る学校・教育をめざして

- 保護者・市民とともに、署名を中心として、少人数学級などのゆきとどいた教育を実現するとりくみ
- 小学校全学年、中学校での35人学級実現(2026年度は中1まで)
- 文科省や都・地教委へ教育施策や教育予算増の要請
- 特別教室・体育館への空調導入、トイレ洋式化など実現
- 子どもから出発する学校・教育課程づくり実現
- 授業実践や教科書、食育、事務、教育施策などについての研究会や学習会の推進

教職員のいのちとくらしを守りたい

- 賃金や労働条件などについて、都労連に結集して都と直接交渉
- 初任給・若年層の大幅な賃金引上げ、子どもの看護休暇小6まで拡充、不妊症等有給休暇、小3までの育児休暇、介護休暇日数拡大など実現
- 長時間過密労働解消、あらゆるハラスメントの是正高年齢職員、会計年度任用職員の処遇改善
- 新採者や期限付任用教員、産育休代替教職員の身分と雇用を守る

平和な未来を子どもたちに

- 憲法が生きる社会、教育の実現をめざした署名や集会、国会・地域行動等
- 国民平和大行進や原水爆禁止世界大会などに参加し、核廃絶、平和な社会の実現、気候危機打開を訴え

仲間をふやし、つながり、変える

- 「数は力」、組合や共済の仲間をふやし、ネットワークをひろげ、自分と仲間を守り、そして子どもと教育、平和を大切に作る力を強く
- 組合に入ると多くの情報が得られ、いつでも相談でき、他地区の教職員や同じ職種の教職員とつながることができる
- 地区ごとに支部・地区協を、職種ごとに専門部をつくり、学び支え合い、要求実現の運動をすすめる
- ろうきん(労働金庫)を利用できる



詳しくは
都教組HP



勤務時間

- 7時間45分(週休2日、週38時間45分勤務)
- 休憩45分

(例) 8:15(勤務開始) 15:45~16:30(休憩) 16:45(勤務終了)

休憩時間は自由に
すごせるよ



時差勤務

- 業務に支障がないと校長が判断すれば誰でも活用可。ただし保育や介護、施設への見送り等の教職員が優先
- 15分・30分・60分・90分・120分早出/遅出のうち、組合が校長と交渉し、3~5のパターンを設定

超過勤務

- ア 教員は給特法で限定4項目以外は時間外勤務を命じられず、時間外手当は支給されない。ただし、教員の専門性・特殊性から教職調整額として一律基本給の5%を支給(毎年度1/1に1%ずつ引き上げ。2030年度までに10%へ)
- イ 学校事務職員・栄養職員は組合が校長と36協定を結び超過勤務を命じられた場合は時間外手当を支給

給与

基本給(○級○号給)、一時金(4.90月[26年4月時点])
扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当等

- 教員:教職調整額、義務教育特別手当、給料の調整額(特別支援学級・教室)
- 学校事務職員・栄養職員:時間外勤務手当
- 昇給 原則毎年4月1日。普通昇給は4号

毎年秋の
労使交渉で
決まります



権利・制度

- ア 年休…20日 時間単位でも取得可。20日を限度に翌年度に繰り越し可
- イ 夏季休暇…5日(6月1日~10月31日)
- ウ 病欠休暇…有給は90日、1日単位
- エ 産休・育休
- オ 子どもの看護等休暇
- カ 慶弔休暇
- キ 介護休暇(1年)
- その他 権利・制度は都教組に問合せを

労働条件等は
こちらから

